

市長のまちづくりメッセージ

2月



市役所では、毎月の初日（今回は2月1日）に「市長のまちづくりメッセージ」を放送しています。市民の皆さんと「共創・協働のまちづくり」を進めていくため、その一部を掲載します。

石城山と神籠石について

先日、塩田にお住まいの谷千寿子さんから、石城山に伝わる昔話や風習をまとめた冊子をご寄贈いただきました。この石城山には、神籠石や石城神社、第二奇兵隊の本陣跡など、数多くの歴史的資源があります。中でも神籠石は、石城山を含めて計9か所が国の史跡に指定されていますが、築造の記録が残っておらず、謎が多いことで有名です。発掘調査の結果、「朝鮮式山城」の跡とする説が有力視されているようですが、定説には至っておりません。歴史ファンの方を駆り立てています。

「再生」や「創造」を進める

上で、大きな可能性を秘めており、例えば、神籠石がある他の自治体との「神籠石サミット」や研究者・考古学者を集めた「神籠石フォーラム」など、石城山をテーマにさまざまな夢が描けます。このほか、市内には有形・無形の貴重な地域資源が数多くありますが、これらの保全・継承に加え、どのようにまちづくりに活かしていくのか、また、どのように情報発信していくのか、私たちの創意工夫が求められています。職員の方たちも、こうした新しいまちの財産ともいえる有

さわやかな対応について

先日、千葉県光町の斉藤町長と加瀬議長など13名の議員さんが、市内施設の視察や合併に関する意見交換のため、本市を訪ねられました。光町も隣接する横芝町との合併を来年3月に控えており、合併に関する熱心な質問が相次ぎました。さて、今回の視察の間、私は光町の皆さんといろいろなお話しをしましたが、一番の話題は、光市の職員の方々の対応の素晴らしさだったことを、皆さんにお伝えしたいと思います。

市役所に到着したとき迎えてくれた職員の方々の笑顔、庁舎内の清潔で明るい雰囲気、職員

確定申告はお早めに

申告期間
2月16日～3月15日

大切ですね 自分で書くこと

確定申告の時期になりました。もう準備はお済みでしょうか。税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書等の「自書申告」を推進しています。申告書は期限内にご自身で作成され、申告と納付は正しく早めに済ませましょう。

所得税の確定申告について

所得税の確定申告の窓口での相談および受付は、2月16日から3月15日までです。

所得税は、あなた自身が所得金額や税額を計算し納付する申告納税制度をとっており、確定申告は、税金の清算手続きであるとともに、一年間の事業などの総決算です。

事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンでも確定申告をしなければならない人は、所得金額や税額を正しく計算し、早めに申告しましょう。

税務署は、期間間近になると大変混み合い、長時間お待ちいただくこととなります。

また、期限を過ぎて申告されると、本税のほかに加算税や延滞税がかかります。

個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は3月31日までです。

問合せ 光税務署0833(71)0166



配偶者からの暴力防止と被害者保護の対策が強化されました

ストリッパ・ザ・暴力!

1人で悩んでいませんか? お早めに「相談」ください。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。こうした問題を解決するため、平成13年4月に「配偶者暴力防止法」が制定され、さらに、昨年12月に「改正配偶者暴力防止法」が施行され、被害者保護の対策が強化されました。配偶者暴力でお悩みの方は、お早めに「相談」ください。



配偶者からの暴力防止と被害者の保護を目的として、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法（DV防止法）」が制定されました。

しかし、その後、この法律では対応できない事例が多くみられたことから、昨年5月に「改正配偶者暴力防止法」が成立し、昨年12月に施行されました。

これにより、配偶者からの暴力防止と被害者保護の対策が強化されました。

このたびの主な改正点は、次のとおりです。

主な改正点

暴力の定義が、これまでの「生命または身体に危害を及ぼすもの」に加え、「心身に有害な影響を及ぼす言動、つまり、精神的な暴力、性的な暴力」も含まれました。

被害者の身辺へのつきまといなどを加害者に禁止する「接近禁止命令」による保護の対象が、これまでの「被害者本人」に加え、「被害者と同居の未成年の子ども」も含まれました。

「接近禁止命令」の対象が、これまでの「配偶者」に加え、「離婚後の元配偶者」も含まれました。加害者に住居からの退去を命ずる「退去命令」の期間が、これまでの「2週間」から「2か月間」に延長されました。

配偶者暴力でお悩みの方へ

次の窓口で、配偶者暴力に関するご相談を受け付けています。早めの相談が問題解決への第一歩です。1人で悩まないで、お早めに「相談」ください。

山口県男女共同参画相談センター
山口市湯田温泉5丁目1-1（山口県
婦人教育文化会館内）0833(90
1)1123 相談専用0833(90
1)1122
市社会課社会保護係（あいばーく
光内）0833(74)3004
配偶者からの暴力被害者支援情報
サイト（内閣府）
[http://www.gender.go.jp/e-vaw/
index.htm](http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm)